

一時預かり事業利用者負担軽減事業実施要綱

(総則)

第1条 この要綱は、所得の低い世帯及び支援が必要な児童がいる世帯の児童が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業による支援を受けた場合における経済的負担を軽減する一時預かり事業利用者負担軽減事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 一時預かり利用者負担軽減の対象者（以下「対象者」という。）は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1号に規定する一般型一時預かり事業（以下単に「一時預かり事業」という。）による支援を受けた児童の保護者であつて、当該児童が一時預かり事業による支援を受けた日において市内に住所があり、かつ、当該支援を受けた日において次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、当該児童が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の4第2号又は第3号に該当して同法第30条の5第1項の規定による施設等利用給付認定を受けた場合を除く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税を課されない者（前号に掲げる場合を除く。）
- (3) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が7万7101円未満である者（前2号に掲げる場合を除く。）
- (4) 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯その他市長が特に必要と認めた世帯のうち、市長がその児童及び保護者の心身の状況、養育環境等から一時預かり事業の利用を促進した者であつて、一時預かり事業にかかる利用者負担額を軽減する必要があると認める者

2 前項第2号又は第3号に規定する要件は、一時預かり事業の利用日が4月から8月までの間にあつては前年度の、9月から翌年3月までの間にあつては当該年度の市民税の額により判定する。

(助成金の基準額等)

第3条 助成金の対象となる費用は、対象児童の保護者が一時預かり事業を行う者（以下「事業者」という。）に支払う利用料であつて、実費徴収費（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の16に掲げるものをいう。）に該当しないものとする。

2 助成金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額と事業者を支払った額のいずれか少ない額とする。

- (1) 前条第1項第1号に規定する者 児童1人当たり日額3,000円

(2) 前条第1項第2号に規定する者 児童1人当たり日額2,400円

(3) 前条第1項第3号に規定する者 児童1人当たり日額2,100円

(4) 前条第1項第4号に規定する者 児童1人当たり日額1,500円

(助成の申請)

第4条 助成金の支給を受けようとする対象者は、横須賀市一時預かり事業助成金申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業者等に支払った費用の額を証する書類

(2) 一時預かり事業のサービス提供を受けたことを証する書類

(3) 第2条第1項各号のいずれかに該当することを証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請が行われる場合であって、前項各号に掲げる書類により証すべき事項を公簿等により確認することができるときは、前項各号に掲げる書類の添付を省略させることができる。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときにあつては、横須賀市一時預かり事業助成決定通知書(第2号様式)により通知しなければならない。

(助成金の返還等)

第6条 市長は、対象者が、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は助成金に過納若しくは誤納があつたときは、当該助成金支給決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る額を返還させることができる。

(その他の事項)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（表）（第4条関係）

申請日 年 月 日

横須賀市一時預かり事業助成金申請書

（宛先）横須賀市長

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 決定にあたって必要な範囲内で保護者（申請者）及び保護者と同一世帯に属する方の税務情報、住民票、生活保護受給者帳、預け先が有する学齢簿、徴収金台帳を閲覧及び調査すること。
2. 申請内容や同意して得た情報を給付金受給資格審査、給付金額の算定、その他の附帯業務のために横須賀市が利用すること。
3. 横須賀市一時預かり事業利用者負担軽減事業実施要綱に規定する内容を遵守すること。
- 以上のことに同意し、以下のとおり申請します。

1. 保護者（申請者）について記入してください。

保護者 (申請者)	フリガナ		申請幼児 との続柄	☐ 父	※該当番号をチェック その他の場合記載	
	氏名			☐ 母		
				☐ その他（ ）		
	現住所	〒 -				
	優先連絡先		☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）			
第2連絡先		☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）				
令和 年1月1日時点住所 (令和 年4月～令和 年8月分申請)	父	横須賀市・その他（ ）	母	横須賀市・その他（ ）		
令和 年1月1日時点住所 (令和 年9月～令和 年8月分申請)	父	横須賀市・その他（ ）	母	横須賀市・その他（ ）		

※ 各年1月1日時点での住所が横須賀市にない場合は、記入した住所地の市町村で発行される各年度課税証明書を添付してください。ただし、生活保護世帯は、課税証明書を添付せず生活保護受給者証明書を提出してください。

2. 申請児童について記入してください。

申請児童 ※2	フリガナ		現住所 申請者と異なる 場合のみ記載	〒 -
	氏名			
	生年月日	年 月 日		

3. 同一の世帯の方を全員記入してください。（申請に係る児童は除きます。）

申請児童の保護者及び保護者 と同一の世帯の方 (単身赴任等含む)		フリガナ 氏名	児童 との続柄	生年月日	備考
	1		父	年 月 日	
	2		母	年 月 日	
	3			年 月 日	
	4			年 月 日	
	5			年 月 日	
	6			年 月 日	
	7			年 月 日	

第1号様式（裏）

4. 申請額を記入してください。

利用年月	利用者費用(a)	利用日数(b)	区分上限(c)	(b) × (c)	算定額
月		日			
月		日			
月		日			
月		日			
月		日			
月		日			
月		日			
月		日			
月		日			
月		日			
月		日			
月		日			
月		日			
月		日			
月		日			
利用者費用合計額	(a)の合計額				

※ 施設に支払った利用料を証明する書類（領収書や利用証明書等）を添付してください。

5. 該当する区分にチェックをつけてください。

	区分	内容	給付上限額（対象児童1人当たり）	備考
☐	1	生活保護を受給している世帯	日額 3,000円	
☐	2	住民税非課税世帯	日額 2,400円	
☐	3	市民税所得割額77,101円未満の世帯 （世帯年収360万円未満相当）	日額 2,100円	
☐	4	その他の世帯 （特に支援が必要な世帯）	日額 1,500円	

6. 給付金の振込先を記入してください。

金融機関名				預金種目			
	銀行・信用金庫		支店	☐ 普通 ☐ 当座			
	農協・信用組合		出張所				
口座名義人（カタカナ）				口座番号			

※ 申請者と口座名義人が異なる振込先を指定する場合は、必ず下記に署名してください。

私（申請者）は、上記口座名義人に給付金の受取を委任します。

申請者氏名

7. 必要書類の確認

1	一時預かり利用料の領収書	3	住民税課税（非課税）証明書 ※区分2,3で、各年度1月1日時点で横須賀市に住民票のない方
2	振込先のわかるもの（通帳のコピーなど）	4	生活保護受給者証明書 ※区分1の場合

横須賀市使用欄（ここより下は記入しないでください）

資格チェック			入力チェック			支給額	
--------	--	--	--------	--	--	-----	--

横須賀市一時預かり利用者負担軽減事業助成決定通知書

申請者（保護者）の氏名
申請者（保護者）の住所
申請児童の氏名
申請児童の生年月日 年 月 日

[illegible]